

## 再現答案

梅田生 横山

### 第1問

#### 問1

##### (1)

換価財産が不動産の場合一般的に高額な取引が想定され最高価申込者が支払えずに売却決定が取り消される可能性が高いため、その場合に再度公売公告から売却決定までの処理を行うことは、事務処理の観点からも大きな負担が生ずることから、次順位申込者の制度を作った

(2)不動産の価格は一般的に高額なため、強制決定ではなく本人からの申し込み制とした。また、売却決定も公売の日から起算して7日を経過した日に行うなどの規定になっており、買受ができるかどうか不安定な立場になることが想定されるという理由もある。

##### (3)

<要件>

①その入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること

②公売実施の適正化で入札等を排除される立場でないこと

<2人以上の場合の定め方>

再入札をしたうえでなお同額の時は、くじで決定する

#### 問2

(1)財産の差押え替えの請求について

<1：第三者からの場合>

①第三者の権利の尊重

徴収職員は、滞納処分の執行に支障がない限り、第三者の有する権利を害さないように努めなければならない。

②第三者からの差押換の請求

質権、抵当権等の、第三者の権利の目的となっている財産が差し押えられた場合に、第三者は、税務署長に対し、滞納者が次のすべにに該当する財産を有することを理由としてその財産の公売公告の日の前日までに差押換を請求することができる。

(1) 換価の容易な財産

(2) 他の第三者の権利の目的となっていない財産

(3) 滞納国税の全額を徴収できるも財産

③換価申立

第三者は、税務署長より差押換の請求を相当と認めない通知があった日から起算して7日を経過した日までに、差押換の請求をした財産の換価を申し立てることができる。

<相続人からの場合>

①相続人の権利の尊重

徴収職員は、相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

<相続人からの差押換の請求>

相続人の固有財産が差し押えられた場合においては、相続人は、税務署長に対し、次のすべてに該当する相続財産を有することを理由として、その財産の公売公告の日の前日までに差押換を請求することができる。

- (1) 換価が容易なものであること
- (2) 第三者の権利の目的となっていないものであること
- (3) 滞納国税の全額を徴収できるものであること

<滞納者本人からの差押替の請求>

滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した場合に、その財産を差し押えたときは、税務署長は当初差押さえた財産の差押えを解除することができる。

(2) 交付要求の解除の請求について

差押え財産に権利を有する抵当権者などは、交付要求があったときは、税務署長に対し、滞納者が次のすべてに該当する財産を有することを理由として交付要求を解除すべきことを請求することができる。

- (1) 換価が容易なものであること
- (2) 第三者の権利の目的となっていないものであること
- (3) 滞納国税の全額を徴収できるものであること

## 第二問

### 問 1

約 2/3 ページに間違って納税の猶予を書きました。下書きもあわせると約 30 分ロスしました。  
間違いに気づき、大きく×をいれ、右側の余白に「ここまで間違いです」「ここから採点お願いします」と書きました

納税者 A が行う事ができる国税徴収法上の措置は、「申請による換価の猶予である」

理由：納期限（令和元年 11 月 30 日）から 6 月以内である同日に申請を行っている

#### <要件>

次のすべてに該当するときは、税務署長 Y は、その国税の納期限から 6 月以内にされた滞納者の申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

なお、税務署長 Y は、この場合には原則として担保を徴さなければならない。ただし、今回猶予する国税の額は（税額 150 万円 - 50 万円 = 100 万円）であるので、担保を徴する必要はない。

- ①納税の猶予又は職権による換価の猶予の適用を受けていないこと
- ②滞納者が国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合で、納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③他の国税の滞納がないこと

#### <手続>

換価の猶予の申請をする場合は、次の事項を記載した申請書に必要な書類を添付し提出しなければならない。

#### ①記載事項

(イ) 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(ロ) 換価を猶予する金額、換価を猶予する期間

(ハ) 猶予する金額を分割して納付する各月の納付金額

(ニ) その他の一定の事項

#### ②添付書類

(イ) 財産目録、担保の提供に関する書類

(ロ) その他の一定の書類

## 問 2

この段階では、あと 10 分くらいでした

(平成 30 年分所得税について)

Y 税務署長は、納税者 A の取引先 B が倒産したことにより売掛金の回収ができなくなるといふ、やむおえない理由が発生したことにより、当初予定した分割での支払いが困難になったため、分割支払いの変更をしたと考えられる。

(令和元年分申告所得税について)

滞納処分の停止

職権による換価の猶予

残り 5 分をきっていたので、上のように色々書いて消し、最後に自宅兼事業所に触れていないことに気づき、とりあえず差押えを書こうと考えました

<不動産(評価額 500 万円)の差押え>

(通知) 不動産の差押えは、滞納者 A に対する差押書の送達により行う

(差押登記の嘱託) 税務署長 Y が不動産を差押えたときは、関係機関である法務局に差押えの登記を嘱託しなければならない